

いきいき茨城ゆめ国体北茨城市売店設置運営要項

1 目的

この要項は、いきいき茨城ゆめ国体北茨城市開催推進総合計画に基づき、本市で開催されるいきいき茨城ゆめ国体及びリハーサル大会（以下「大会」という。）において、いきいき茨城ゆめ国体北茨城市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が出店許可する売店（競技会場等において常設または恒常的に営業している売店等は除く）の設置運営について必要な事項を定めるものとする。

2 売店設置場所及び期間

- (1) 売店の設置場所は、競技会場内とし、詳細な場所については競技団体、各種団体と協議して決定する。
- (2) 設置期間については、原則として競技会開催期間中とする。ただし、実情に応じて変更できるものとする。

3 開設時間

売店の開設時間は、原則として開始式または競技開始1時間前から競技終了30分後までとする。ただし、実行委員会は、業務の実情に応じて営業時間を変更できるものとする。

4 出店数と出店位置及び規模

出店数と出店位置は実行委員会が決定する。面積は原則として1ブースあたり、20㎡（2間（3.6m）×3間（5.4m）のテント）以内とする。ただし、出店状況等を勘案し、実行委員会においてこれを調整することができる。

5 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものの範囲とする。

- (1) スポーツ用品
- (2) 国体関連グッズ
国民体育大会標章または、いきいき茨城ゆめ国体マスコット「いばラッキー」を使用した商品であり、それぞれ、公益財団法人日本体育協会または、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会の使用承認を得ているものとする。
- (3) 地域特産品
茨城県の名産品として、営業店舗等で販売しているもの。なお、農産物、農産加工品、水産加工品、地酒、菓子などの土産品については、この中に含むものとする。
- (4) 飲食物
 - ① 製造加工品
食品衛生関係法令に規定する営業許可施設（以下、営業許可施設という。）において製造・加工されたもので、かつ容器包装等により衛生的な措置が講じられ、法令等の規定に基づく表示がなされているものであること。
 - ② 現場調理品
売店において調理する食品は簡易的な調理・加工のみとし、あらかじめ営業許可施設において下処理されたものを提供直前に加熱処理するものであること。
- (5) 宅配便
- (6) その他実行委員会が認めるもの

6 出店者条件

売店の出店者は、原則として、次の各号のいずれにも該当する者とし、かつ実行委員会が選定する者とする。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

- ① 営業経験、実績が豊富で原則として市内に店舗を有し、申請時に1年以上営業を継続している者
- ② 過去の国体において出店実績がある者
- ③ スポーツ用品、国体関連グッズ、郷土物産品、飲食物に係る関係団体等
- ④ 実行委員会が特に認めた者

(2) 次の条件のいずれにも該当する者

- ① 各競技開催期間中、継続して出店することができること。
- ② 法令等により許可または登録を必要とする営業については、当該許可または登録を受けていること。
- ③ 法令等に違反して過去1年間処分を受けていないこと。
- ④ 飲食物販売の出店者については、過去1年間食中毒発生の事故歴がないこと。
- ⑤ 北茨城市暴力団排除条例第2条第1項第3号に規定する暴力団員でないこと。また、販売員等として、暴力団員を使用し、または雇用していないこと。

7 運営設備等の基準

売店の運営に必要な設備等の基準は、次のとおりとする。

- (1) 食品を取り扱う売店については、食品衛生関係法令の基準に従い、陳列保管又は冷蔵設備があり、容器包装等により汚染防止の措置を講ずること。
- (2) 商品が見やすいように、売店の規模に応じた陳列設備を設けること。
- (3) その他関係法令等に適合していること。

8 経費の負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、売店の設置、撤去等に要する経費相当分として実行委員会が定める出店料を負担する。ただし、実行委員会が特に認めた者は、この限りでない。
- (3) 出店者が出店許可を受けた後、自らの事情で出店を取り消した際は、実行委員会は出店料を返還しない。

9 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、売店設置申請書（様式第1号）に係る書類（様式第2号から様式第4号）を添えて、実行委員会に提出するものとする。

提出された書類については、実行委員会より警察やその他機関にも照会を行う。

10 保健所への届出

食品を販売する売店の許可を受けた出店者は、保健所に必要な届出を行う。

なお、保健所が発行した「食品営業許可証」の写しを、大会前までに実行委員会に提出すること。

11 出店者の選定

実行委員会は、本項第9項により設置申請を行った者の中から、本項に基づいて審査するとともに、売店の設置目的、大会参加者のニーズ、地域特産品のPR等を考慮し、適当であると認めた者について選定する。ただし、当該申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は当該申請をし

た者を優先して選定することができる。

- (1) 売店等の取扱品目に係る業種別協議会や連合会、協同組合の団体
- (2) 社会福祉施設又は社会福祉法人
- (3) 市内に店舗を有する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実行委員会が適当と認めた者

1.2 売店出店許可証の交付

実行委員会は、第1.1項に定める出店を許可したときは、出店料の納入確認後、売店出店許可証(様式第5号)を当該申請者に交付するものとする。

1.3 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、競技会場に売店監督員を置く。
- (2) 売店監督員は、現場を巡回して本項に基づき、監督するものとする。

1.4 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従業員の中から売店責任者を定め、売店設置期間中常駐させるものとする。
- (2) 売店責任者は売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (3) 食品を取り扱う売店責任者は、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従業員の指導に努めなければならない。

1.5 禁止事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡もしくは転貸し、または管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 競技会場内において指定された場所以外で飲食物の調理及び加工等すること。
- (5) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、実行委員会が土産品と認めたものはこの限りではない。
- (6) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (7) 土産品の紹介としてアルコール飲料の試飲を行うこと。
- (8) 拡声器及び音響機器類を使用すること。
- (9) 火気を使用すること。ただし、実行委員会が特に認めたものはこの限りではない。
- (10) その他大会運営に支障をきたすような行為をすること。

1.6 遵守事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会から交付される売店出店許可証(様式第5号)を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 飲食物を販売する売店にあっては、ブースにゴミ箱を設置し、容器、食べ残し等を

回収する販売方法をとること。

- (6) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が別途交付するものを指定された位置に掲示すること。
- (7) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (8) 服飾は、清潔で従業員であることを確認できる衣服を着用し、実行委員会が別途交付する I Dカードを着用すること。
- (9) 従業員に変更が生じた場合は、売店従業員変更届（様式 6 号）を実行委員会に速やかに提出すること。
- (10) 食品衛生関係法令上の規定を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (11) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避のために売店の閉鎖命令を出した場合には、その指示に従うこと。
- (12) その他、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。
- (13) 実行委員会が、大会前に開催する出店説明会に必ず出席すること。なおスポーツ用品メーカーテナント出店者については、別途対応するものとする。

1 7 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任とし、火災・盗難その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

1 8 事故等発生時の対応

売店において事件・事故等が発生したとき、または不審者もしくは不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに売店監督員に報告するとともに、その指示に従うものとする。

1 9 許可の取り消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消すことができるものとする。この場合において、出店者は実行委員会に対し損害の賠償及びすでに納めた出店料の返還を請求することができない。

- (1) 関係法令及び売店設置運営要項に違反したとき。
- (2) その他実行委員会が不相当と認めたとき。

2 0 原状回復

出店者は設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状に復し、売店監督員の検査を受けなければならない。

出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会が出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

2 1 損害賠償

出店者（従業員を含む）は、会場内の施設または第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

2 2 その他

この要項に定めるもののほか、売店運営の実施に関して必要な事項は、別に定める。

